

平戸市農業委員会第8回総会議事録

■開催日時：令和3年11月26日（金）13時00分～14時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：1、3番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中11人出席 欠席委員：2、5、10、12、13、17、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第16号 農地改良等届出について

報告第17号 非農地証明交付願について

報告第18号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第20号 使用貸借解約通知書について

議案第41号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 非農地通知申出について

議案第45号 第8回農用地利用集積計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、改めましてこんにちは。</p> <p>本日は、臨時議会ということで予定を変更して本日午後からの開催となりました。皆様には大変お忙しい中、総会参加ありがとうございます。暑くなったり、寒くなったりと気象状況が変動しており、体調管理に苦労していることと思います。健康には十分気を付けていただきたいと思います。</p> <p>本日は、報告5件、議案が5件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、3番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に18番、2番委員、書記に林局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p>■日程4 会務報告</p> <p>次に日程第4、11月の会務報告及び12月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは11月の主な会務報告をいたします。(11月会務報告を報</p>

	<p>告)</p> <p>次に 12 月の行事予定を申し上げます。(12 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、12 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を 12 月 24 日(金曜日)午後 3 時 00 分とし、場所は、平戸市役所 3 階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 12 月 24 日(金曜日)午後 3 時 00 分とし、場所は、平戸市役所 3 階会議室において行うことといたします。</p>
	<p>■日程 5 議事 《報告第 16 号 農地改良等届出について》</p>
	<p>次に、「報告第 16 号 農地改良等届出」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2、3 ページをお開きください。 届出人から農地改良を行う旨の届出があったことから、農業委員会に報告します。 整理番号 1 番 届出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、大島村的山川内字榎ノ久保 1585 番地目は畑で、1,489 m²外 1 筆、計 2 筆 2,513 m² です。 農地改良の内容としては、大島地区轟第二ため池の築堤土として、2 筆の農地から表土等を採取しながら、畑の整備を行うものです。期間としては来年の 10 月末まで工事を行うことになっています。</p> <p>前のスクリーンをご覧ください。 位置としては、ご覧のとおりで、現在は、牧草を作っている状態です。2 段になっている農地を下の農地に併せて 1 枚に改良を行うこととなります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 16 号を終わります。</p> <p>《報告第 17 号 非農地証明交付願について》</p>

会長	次に、「報告第 17 号 非農地証明交付願」について、事務局の報告説明を求めます。
事務局	<p>議案書 4、5 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、申出人については記載のとおりです。</p> <p>証明を行った土地については、敷佐町字細越 59 番 1、地目は田で面積が 99 m²、現況が宅地となっています。農地法施工前の昭和 25 年ごろから宅地として利用されており、違反転用には該当しないことから非農地証明を発行したものです。場所は、平戸南部地区で、平戸消防署中津良出張所脇の市道から左に入った敷佐町の中にあります。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>整理番号 2 番、申出人については記載のとおりです。</p> <p>証明を行った土地については、岩の上町字下尾崎 544 番 3、地目は畑で面積が 825 m²、現況が雑種地となっています。</p> <p>この土地については、備考欄のとおり平成 16 年 6 月 18 日付け農地法第 5 条の許可を行い、転用をしていましたが、地目変更しておらず農地のままだったもので、すでに転用がされていることから非農地証明で処理を行ったものです。場所は岩の上大橋の橋梁下になります。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 17 号を終わります。</p>
	<p>《報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》</p> <p>次に、「報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料は 6・7 ページをご覧ください。説明は 7 ページになります。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>届出人については、記載のとおり。届出農地ですが、田平町下亀免字田地 1033 番 4、1033 番 5 の 2 筆、地目は畑で、合計面積が 249 m²。用途としては、農業用施設用地で倉庫が 180 m²と耕作道路が 69 m²。農地種別については、第 2 種となります。場所は田平町久吹ダムの近辺の農地です。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行いま

事務局	<p>す。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし） それでは、質疑を終結し、報告第 18 号を終わります。</p> <p>《報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p> <p>次に、「報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。</p> <p>議案の説明は 8 ページからになります。 9 ページをご覧ください。 整理番号 1 番、貸人・借人については記載のとおりです。 貸借農地は大島村大根坂字廣川原 374 番、地目は畑で 1,242 m²。契約内容については、備考欄のとおりです。解約理由については、借り人の方が亡くなりになったことと、また相続人の方も遠隔地におり、耕作が出来ないことで解約するものです。 整理番号 2 番については、ご一読ください。 解約理由については、借人の意向により解約をしたいとのことで合意に至ったものです。 説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし） それでは、質疑を終結し、報告第 19 号を終わります。</p> <p>《報告第 20 号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第 20 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告 20 号 「使用貸借解約通知書」についてご説明いたします。 議案の説明は 10 ページからになります。11 ページをご覧ください。 整理番号 1 番 貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は大島村大根坂字出口 2288 番 1、地目は田で 999 m²外 3 筆、合計面積は 3,074 m²。契約内容は備考欄のとおりです。 解約理由については、借受人が耕作が難しくなったことが理由となります。 以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）</p>

それでは、質疑を終結し、報告第 20 号を終わります。

《議案第 41 号 農業振興地域整備計画の変更について》

次に、議案第 41 号「農業振興地域整備計画の変更」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料は 12～21 ページになります。13 ページをご覧ください。

整理番号 1 番は、農用地域への編入案件です。申請農地については大志々伎町字馬込 1588 番外 2 筆、地目は田で合計面積が 980 m²。

変更理由については 15 ページにありますが、今後、中山間地域直接交付金制度に取り組むための編入申請です。

整理番号 2 番から 6 番までは農地等の転用等による農用地域の除外案件です。

整理番号 2 番、申請人及び申請地については記載のとおりです。

申請地は、坊方町字山ノ内 159 番外 6 筆、地目は田で合計面積が 1362.91 m²。申請人は建設会社を営んでいるが、新たに資材置場が必要となり、今回の申請となったものです。除外後は、農地法 5 条の申請が出てきます。

整理番号 3 番、申請人及び申請地については記載のとおりです。

申請農地は大野町字俵石 302 番口、地目が畑で 628 m²。

変更理由については 17 ページにありますが、申請人は造園業を営んでいるが、新たに資材置場が必要となり、隣接する土地を資材置場に利用するための今回の申請となったものです。除外後は農地法第 5 条の転用申請が必要になります。

整理番号 4 番、申請人及び申請地については記載のとおりです。

申請地は、田平町小手田免字霄ノ祭 609 番 1、地目は田で 352 m²。

変更理由については 18 ページにありますが、資材置場として利用するとしていますが、当該農地は 9 月の折に非農地通知を出している土地であり、除外後の転用は必要ありませんが、地目を変更する必要があります。

整理番号 5 番、申請人及び申請地については記載のとおりです。

申請農地は田平町深月免字手下ケ 1520 番 1 外 1 筆、地目は畑で合計面積が 950.92 m²。

変更理由については 19 ページにありますが、一般住宅を建築するための申請で、祖父の土地になっており除外後は農地法第 5 条の申請が必要になります。

整理番号 6 番、申請人及び申請地については記載のとおりです。

申請農地は生月町南免字柳田 1392 番 2 外 1 筆、地目は原野で合計面積が 2,195 m²。

変更理由については 20 ページにありますが、風力発電施設の建設用道路として利用するための除外申請になります。この土地については 7 月の総会で非農地通知の対象になっており、除外後の農地転用の必要はありません。

整理番号 7 番は、軽微の変更案件です。農地から農業施設用地として利用するための申請になります。

申請農地は田平町下亀免字神林 1234 番 1 外 1 筆、地目は畑で合計

	<p>面積が 1,463 m²。 変更理由については 21 ページをご覧ください。 (スライド説明) 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願ひます。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 41 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め議案第 41 号について原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》 次に、「議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 29～31 ページをご覧ください。説明は 30 ページからになります。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は大島村西宇戸字黒木山 1926 番 1、地目は田で 1,483 m² 外 3 筆、合計 4 筆で合計面積が 3,262 m²。譲受人の耕作面積は 89,360 m²、取得後の面積が 92,622 m²になり、大島地区の下限面積 50 a をクリアします。理由は農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。</p> <p>整理番号 2 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は大島村西宇戸字鷹部 1084 番 1、地目は田で 269 m² 外 4 筆、合計 5 筆で合計面積が 5,066 m²。譲受人の耕作面積は 43,924 m²、取得後の面積が 48,990 m²になり、大島地区の下限面積 50 a をクリアします。農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。</p> <p>整理番号 3 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は下中津良町字若宮原 170 番 1、地目は畑で 161 m²です。取得後の耕作面積が 12,161 m²になり、中津良地区の下限面積 40 a をクリアしています。 理由としては農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。</p> <p>整理番号 4 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は木場町字永葉山 542 番第 2、地目は田で 955 m² 外 2 筆、合計 3 筆で合計面積が 3,248 m²。取得後の耕作面積が 7,103 m²になり、紐差地区の下限面積 50 a をクリアしています。</p>

事務局	<p>理由としては経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>整理番号5番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は敷佐町字破江ノ本 936番 938番合併、地目は田で1,530㎡、取得後の耕作面積が15,560㎡になり、中津良地区の下限面積40aをクリアしています。</p> <p>理由としては経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>整理番号6番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は木引町字加勢川 195番1、地目は田で626㎡外3筆、合計4筆で合計面積が6,394㎡、取得後の面積が22,547㎡になり、平戸地区の下限面積30aをクリアします。理由は経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>次に31ページをご覧ください。</p> <p>整理番号7番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は大島村大根坂字赤葉恵 1283番1、地目は畑で658㎡外6筆、合計面積が3,830㎡。理由としては農業者年金受給のための後継者（祖父から孫）への使用貸借となっております。</p> <p>（スライド説明）</p> <p>説明は以上のとおりです。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第42号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書32・33ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、大島村前平字川畑 1679番1、地目は畑で、地積980㎡、農地種別は第2種農地となります。理由について申請者は建</p>

事務局	<p>設業者ですが、現在利用している資材置場が不足したため、新たに資材置場を設置するための申請です。契約としては売買による所有権移転となっています。備考欄に書いていますが、この案件については、6月の総会で農振除外の承認を得ている農地です。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第43号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第43号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第44号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第44号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 34・35ページをご覧ください。説明は35ページになります。</p> <p>整理番号1番 申出人については、記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地について、川内町字釜蓋807番、地目は畑で、地積376㎡。現況は山林となっています。</p> <p>川内町、鄭成功の遺跡がありますが、その上の山になっているあたりになります。</p> <p>整理番号2番 申出人については、記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地について、木引町字高ゾ子923番1、地目は田、面積753㎡外2筆、合計3筆、4,305㎡となります。現況は山林・原野となっています。</p> <p>木引町の2筆については、高ゾ根ダムの脇にある農地ですが、すでに山林化している状況です。鏡川町の1筆は、場所についてはシーライフのプールの下土地になります。原野化している農地です。</p> <p>整理番号3番 申出人については、記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町荻田免字郷通190番12、地目は畑で、地積は120㎡です。現況は原野となっています。</p> <p>場所は、田平町の西田平駅の先から左のやまびこロード方面入口</p>

事務局	<p>から北東に約 700m 行った所に位置します。 (スライド説明) 以上 3 件です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。</p>
16 番委員	<p>議案 44 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。 令和 3 年 11 月 17 日 午前 10 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地については、現況の写真のとおり、既に山林化しており、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
18 番委員	<p>議案 44 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。 令和 3 年 11 月 17 日 午前 9 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地の鏡川町、木引町の 2 箇所とも、現況の写真のとおり、既に山林原野化しており、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
13 番委員	<p>議案 44 号 整理番号 3 番の補足説明を行ないます。 令和 3 年 11 月 16 日 午後 13 時 50 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請者、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地については、現況写真のとおり、既に原野化しており、今後も耕作できない状況でした。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 44 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 44 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>《議案第 45 号 第 8 回農用地利用集積計画（案）について》</p>	

<p>会長</p>	<p>次に、議案第 45 号「第 8 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。整理番号 31 番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 36 ページになります。37 ページ上段をお願いします。整理番号 31 番を除いた案件について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町小手田免字ウルシヲ 1553 番 1、現況地目「田」、面積 1,363 m² 外 3 筆 計 4,794 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から、43 ページ整理番号 30 番までについてはご一読をお願いします。</p> <p>ただいま説明いたしました議案につきましては、現在整備事業の手続きが進行しています田平町小手田免釜田川流域の圃場整備事業にかかる手続きの 1 工程であります。</p> <p>みなさんお気づきかもしれませんがいつもの集積計画の資料と一部記載が異なっております。まず、資料の一番右側の欄です。こちらには設定農地の貸借の経歴について新規か再設定かどちらかを参考として記載を行っているものでありますが、今回の集積計画については一件の中に新規、再設定が混在している状況であります。</p> <p>これは、今回集積計画に計上しています圃場整備を行うエリアの中で、既に以前から農地中間管理機構に集積されている農地がありまして、事業実施期間の関係で集積計画を一度解約して再度計上していることからこのように混在しているような状況であります。</p> <p>また、この記載方法もかならずこの方法によるものでなければならぬわけではないので、新規だけ、再集積だけ、別々に記載することも可能ではあるのですが、そのほうが余計見にくいのではないかと考えまして一回で見てわかるように記載したものであります。</p> <p>次に、集積計画にあがっている土地の地目のことであります。計画にある利用権を設定する土地の中で一部、原野、用悪水路について計画に計上しております。</p> <p>こちらは、登記上だけでなく、現況においても原野や用悪水路となっております。</p> <p>こちらについてもこの圃場整備のエリアが関係してくるのですが、今回の釜田川圃場整備地区については、該当する範囲については農地中間管理機構に集積されていることが事業の要件の一つであります。</p> <p>当然、圃場を耕作しやすいように整備計画する範囲の中には農地のきわや、周辺の土地が含まれますので、圃場を整備する際にそれぞれの土地にかかってくることから、集積計画にあげるものです。</p> <p>またそもそも、この集積計画にあげる土地は、農地</p>

事務局	<p>(採草放牧地含む) または農用地となっております、この農用地には将来農地になることが見込まれる土地も含まれることから、計画計上して事業実施予定地となることとなります。</p> <p>なお台帳には当然乗っていないので、集積の公告後、事業予定地として台帳に記載します。</p> <p>今の説明をさせていただきまして改めて、議案書 43 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 31 番を除いた内訳といたしましては、件数が 30 件 筆数が 98 筆、面積が 74,401.7 m²となります。</p> <p>なお、新規、再設定については 1 件の中に混在しているものがあるため明確に振り分けができませんので混在しているものも含めてどのくらいの件数、筆数、面積かを資料の右下半分に記載しておりますので、参考としてご一読をお願いします。</p> <p>つづきまして、議案書 44 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 32 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町字福崎免字辻山 633 番 1、現況地目「畑」、面積 771 m² 外 3 筆 計 6,219 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="363 1064 1369 1187"> <tr> <td>小計</td> <td>新規</td> <td>1 件</td> <td>筆数が 4 筆</td> <td>面積</td> <td>6,219 m²、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>再設定</td> <td>2 件</td> <td>14 筆</td> <td>面積</td> <td>11,600 m²、</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3 件</td> <td>18 筆</td> <td>面積</td> <td>17,819 m²となります。</td> </tr> </table> <p>整理番号 31 番を除いた集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>	小計	新規	1 件	筆数が 4 筆	面積	6,219 m ² 、		再設定	2 件	14 筆	面積	11,600 m ² 、	合計		3 件	18 筆	面積	17,819 m ² となります。
小計	新規	1 件	筆数が 4 筆	面積	6,219 m ² 、														
	再設定	2 件	14 筆	面積	11,600 m ² 、														
合計		3 件	18 筆	面積	17,819 m ² となります。														
会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>																		
委員一同	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 45 号中、整理番号 31 番を除いた分について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>																		
会長	<p>「異議なし」</p> <p>異議なしと認め、議案第 45 号中、整理番号 31 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中、整理番号 31 番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、推進委員「村尾 昌彦」委員の退席を求めます。</p>																		

	(村尾委員の退席)
会長	それでは、同議案中、整理番号 31 番について、事務局の提案説明を求めます。
事務局	<p>それでは資料 43 ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 31 番 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町小手田免字七節 559 番、現況地目「田」、面積 337 m²外 2 筆、合計面積 3,795 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案中、整理番号 31 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会長	<p>異議なしと認め、同議案中、整理番号 31 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「村尾 昌彦」委員の入場を求めます。</p> <p>(村尾委員の入場)</p> <p>■日程 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第8回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：14時30分

議長 _____ 印

議事録署名人

2番委員 _____ 印

18番委員 _____ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵

